

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】

変更報告書No. 8

【根拠条文】

法第27条の25第1項

【提出先】

関東財務局長

弁護士 内藤加代子

【氏名又は名称】

同 高子 賢

【住所又は本店所在地】

東京都千代田区丸の内二丁目2番1号岸本ビルディング2階
弁護士法人 大江橋法律事務所

【報告義務発生日】

平成19年1月12日

【提出日】

平成19年1月19日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

2

【提出形態】

連名

【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上増加したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ニレコ
証券コード	6863
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	JASDAQ

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ザ・エスエフピー・バリュール・リアライゼーション・マスター・ファンド・リミテッド (The SFP Value Realization Master Fund Ltd.)
住所又は本店所在地	英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート、ユグランド・ハウス、私書箱309GT エム・アンド・シー・コーポレート・サービシーズ・リミテッド内
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成15年8月6日
代表者氏名	リヤム・ジョーンズ スティーブン・ウィルダースピン グレゴリー・マッケンタイヤー デイビッド・バラン 柴田一彦
代表者役職	取締役
事業内容	有価証券投資

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビルディング2階 弁護士法人 大江橋法律事務所 弁護士 内藤加代子
電話番号	03(5224)5566 (代)

(2) 【保有目的】

長期保有を目的とした投資

(3) 【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,288,200		
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M 1,288,200	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R 1,288,200		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年1月12日現在)	T 10,005,249
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	12.88%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	11.95%

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ジーエーエス（ケイマン）リミテッド (G. A. S (CAYMAN) LIMITED)
住所又は本店所在地	英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージ・タウン、私書箱1043GT ドクター・ロイズ・ドライブ69、カレドニアン・ハウス
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成13年10月16日
代表者氏名	ラルフ・ウッドフォード デイビッド・ウォーカー ドナル・オブライエン
代表者役職	取締役
事業内容	信託業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビルディング2階 弁護士法人 大江橋法律事務所 弁護士 内藤 加代子
電話番号	03(5224)5566 (代)

(2)【保有目的】

信託財産における運用投資としての保有

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等(株・口)			129,300
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M	N	O 129,300
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R	129,300	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年1月12日現在)	T	10,005,249
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)		1.29%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		1.20%

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) ザ・エスエフピー・バリュアー・リアライゼーション・マスター・ファンド・リミテッド (The SFP Value Realization Master Fund Ltd.)
- (2) ジーイーエス (ケイマン) リミテッド (G. A. S (CAYMAN) LIMITED)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券又は投資証券等(株・口)	1,288,200		129,300
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M 1,288,200	N	O 129,300
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等 の権利が存在するものとして 控除する株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R 1,417,500		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年1月12日現在)	T 10,005,249
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	14.17%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	13.15%

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者又は共同保有者名	保有株券等の数(総数)(株・口)	株券等保有割合(%)
サ・エスエフピー・ハ・リユー・リアライゼーション・マスタ・ファンド・リミテッド	1,288,200	12.88%
ジ・エー・エス(ケイマン)リミテッド	129,300	1.29%
合 計	1,417,500	14.17%

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that we, The SFP Value Realization Master Fund Ltd. (the "Company"), a corporation organized and existing under the laws of Cayman and having its head office located at M&C Corporate Services Limited, P.O. Box 309GT, Uglan House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, designate and appoint Ms. Kayoko Naito and Mr. Ken Takako, attorneys-at-law of the law firm of Oh-Ebashi LPC & Partners with its office at 2nd Floor, Kishimoto Building 2-2-1, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its true and lawful agents, with full power of substitution and revocation, to represent and act severally but not jointly for and in the name, place and stead of the Company in Japan for the following purposes:

1. To prepare, execute and file the amended report(s) required under Section 27-25 of the Securities Exchange Law of Japan regarding the securities issued by Nireco Corporation, a corporation organized and existing under the laws of Japan and having its head office located at 2951-4 Ishikawa-cho, Hachioji, Tokyo, 192-8522, Japan to the Prime Minister, the Commissioner of the Financial Services Agency and the Director of Kanto Local Finance Bureau of the Ministry of Finance of Japan; and
2. To perform any and all other acts necessary or incidental to the performance of the foregoing powers herein granted.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has duly executed this Power of Attorney on September 8th, 2005.



Gregory McEntyre

Director

The SFP Value Realization Master Fund Ltd.

(訳文)

委任状

ケイマン法により設立され存続し、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート、ユグランド・ハウス、私書箱 309GT、エム・アンド・シー・コーポレート・サービシーズ・リミテッド内に主たる事務所を有する当社、ザ・エスエフピー・バリュアー・リアライゼーション・マスター・ファンド・リミテッド（以下「当社」という）は、ここに、日本国東京都千代田区丸の内2丁目2番1号岸本ビルディング2階に事務所を有する弁護士法人大江橋法律事務所の弁護士である内藤加代子氏及び高子賢氏に対して、日本国において当社のために、当社の名に於いて、当社に代わり、以下の目的で単独で代理行為を行う権限、並びに復代理人を選任及び解任する権限を授権し、委任するものとする。

1. 日本法に基づき設立され存続し、192-8522 東京都八王子市石川町 2951-4 に本店を有する株式会社ニレコ発行の株式につき、日本国証券取引法第 27 条の 25 に基づく変更報告書を作成し、これに署名し、日本国の内閣総理大臣、金融庁長官及び財務省関東財務局長へ提出すること。
2. 本委任状において授権された上記権限の履行に必要又は付随するその他全ての行為を行うこと。

上記の証として、当社は 2005 年 9 月 8 日、本委任状に適法に署名した。

ザ・エスエフピー・バリュアー・リアライゼーション・マスター・ファンド・リミテッド
取締役
グレゴリー・マッケンタイヤー

上記正訳しました。

弁護士法人大江橋法律事務所

弁護士 高子 賢



POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that we, G.A.S (CAYMAN) LIMITED (the "Company"), a corporation organized and existing under the laws of Cayman and having its head office located at Caledonian House, 69 Dr. Roy's Drive, P.O. Box 1043GT, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, as Trustee of The SFP Value Realization Trust (For Qualified Institutional Investors Only) designate and appoint Ms. Kayoko Naito and Mr. Ken Takako, attorneys-at-law of the law firm of Oh-Ebashi LPC & Partners with its office at 2nd Floor, Kishimoto Building 2-2-1, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its true and lawful agents, with full power of substitution and revocation, to represent and act severally but not jointly for and in the name, place and stead of the Company in Japan for the following purposes:

1. To prepare, execute and file the report(s) on the significant holding of securities, etc. required under Section 27-23 and the amended report(s) required under Section 27-25 of the Securities Exchange Law of Japan regarding the securities issued by Nireco Corporation, a corporation organized and existing under the laws of Japan and having its head office located at 2951-4 Ishikawa-cho, Hachioji, Tokyo, 192-8522 Japan to the Prime Minister, the Commissioner of the Financial Services Agency and the Director of Kanto Local Finance Bureau of the Ministry of Finance of Japan; and
2. To perform any and all other acts necessary or incidental to the performance of the foregoing powers herein granted.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has duly executed this Power of Attorney on January 13th, 2006.

On behalf of The SFP Value Realization Trust
(For Qualified Institutional Investors Only)



Donal O'Brien

Director

G.A.S. (CAYMAN) LIMITED

(訳文)

委任状

ケイマン法により設立され存続し、ザ・エスエフピー・バリュアー・リアライゼーション・トラスト（適格機関投資家向け）の受託者としてケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、私書箱 1043GT、ドクター・ロイズ・ドライブ 69、カレドニアン・ハウス内に主たる事務所を有する当社、ジーエーエス（ケイマン）リミテッド（以下「当社」という）は、ここに、日本国東京都千代田区丸の内2丁目2番1号岸本ビルディング2階に事務所を有する弁護士法人大江橋法律事務所の弁護士である内藤加代子氏及び高子賢氏に対して、日本国において当社のために、当社の名に於いて、当社に代わり、以下の目的で単独で代理行為を行う権限、並びに復代理人を選任及び解任する権限を授権し、委任するものとする。

1. 日本法に基づき設立され存続し、192-8522 東京都八王子市石川町 2951-4 に本店を有する株式会社ニレコ発行の株式につき、日本国証券取引法第 27 条の 23 に基づく大量保有報告書及び第 27 条の 25 に基づく変更報告書を作成し、これに署名し、日本国の内閣総理大臣、金融庁長官及び財務省関東財務局長へ提出すること。
2. 本委任状において授権された上記権限の履行に必要又は付随するその他全ての行為を行うこと。

上記の証として、当社は 2006 年 1 月 13 日、本委任状に適法に署名した。

ザ・エスエフピー・バリュアー・リアライゼーション・
トラスト（適格機関投資家向け）のために

ドナル・オブライエン

取締役

ジーエーエス（ケイマン）リミテッド

上記正訳しました。

弁護士法人大江橋法律事務所

弁護士 高子 賢

